下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第25回議事概要 (名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成24年3月8日(木)午前10時00分から午前10時50分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長) 片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学),酒井邦彦(検),松浦好治(学), 村上文男(弁)

(庶務) 廣瀬史朗名古屋高裁総務課長, 畦地由紀名古屋高裁総務課課長補 佐

(説明者) 村田斉志名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成24年10月から平成25年1月までの再任(判事任命)候補者に係る 情報のとりまとめについて
- 2 その他

第5 議事(進行)

- 1 指名諮問委員会の協議結果の説明
 - (1) 庶務から,第22回から24回までの議事概要がホームページに登載されていない点についての説明と謝罪があり、今後二度とこのようなことがないようにする旨述べられた。
 - (2) 庶務から、平成23年12月2日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)における判事補から判事への任命候補者、 判事の再任候補者の審議結果が説明された。
 - (3) 庶務から、平成24年2月20日の指名諮問委員会の協議の概要及び当地

域委員会に対する今回の依頼内容等につき、説明がなされた。

2 平成24年10月から平成25年1月までの再任(判事任命)候補者に係る 情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

2月23日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知「裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について」別紙第2記載のとおり、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供することによる、従前の方法で行うこととされ、情報受付期間は、5月14日(月)までとされた。

なお、高裁の職務を代行している地裁所属の裁判官については、高裁所属の裁判官と同じ扱いをすることとされた。

(2) 周知依頼文書について

別紙のとおりの文面とすることで了承された。

なお、周知文書について、これまで記載されていた「情報の受付期間後であっても特段の情報がある場合には受け付けます。」の文言は、期限を設けた趣旨が大きく損なわれる恐れがあることから、記載しないこととされた。

3 その他

次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会について, 5月24日(木)午前10時00分に開催し, 今回収集する情報の取りまとめを行うことを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長に相談することとし、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以上

(別紙)

平成24年3月日

名古屋高等検察庁検事長 殿

○○地方検察庁検事正 殿 《各別に宛先記載》

○○弁護士会会長 殿 《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 名古屋地域委員会地域委員長 片 山 俊 雄

貴庁(貴会)に対応する裁判所所属の平成24年10月から平成25年1月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁(貴会)所属の検察官(弁護士)に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。なお(また)、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いします。

(※弁護士会宛のみ記載)

なお、これまでも情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、全国的には、依然として、答申前に弁護士会に提出された情報を答申後に弁護士会が地域委員会に提出した例もあったことから、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうこと及び期限内に情報提供をするこ

とを、改めて会員に周知していただくようお願いいたします。

おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用 して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライ バシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、 念のため申し添えます。

記

- 1 情報の受付期間平成24年5月14日(月)まで
- 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(情報の内容(情報の時期,情報取得の経緯,事実関係等),その他情報提供者としての意見等の項目をあげて,できる限り日時と具体的状況に基づいて記載してください。)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を,各個人から直接,当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示,「地域委員会関係」と朱書きしてください。)又は持参する方法によってください。

文書の宛先 名古屋地域委員会地域委員長 送付先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号 名古屋高等裁判所事務局総務課長 あて

(注) 封筒には「親展」の表示をしてください。

「地域委員会関係」と朱書きしてください。

提出方法等についてのお問合せは、当委員会庶務までお願いします。

電話番号 (052) 203-0174 (ダイヤルイン) (総務課長 廣瀬) (052) 203-0176 (ダイヤルイン) (総務課課長補佐 畦地)